



\\ 治療用インソールやコルセットなど //

製作する前に**注意**してほしいこと

治療用装具（療養費）は 支給されない場合があります

療養費は、健康保険組合が「やむをえないものと認めたもの」のみに支給されるものです。医師や義肢装具士が「支給される」と言っても支給されない場合があります。皆様の保険料を大切に使うため、健康保険組合では適正な給付に努めています。審査へのご協力をお願いいたします。

こんな
装具は

全額自己負担になります

医師が診察のうえ指示や
装着確認していないもの

次ページ：事例①参照

処置や手術で使用するもの
（サポーター等）

次ページ：事例③参照

治療目的とは関係なく製作
されたもの

例：症状固定後や障がい者手帳所持者の
日常生活に必要なもの

広告やチラシ等を見て製作
をしたり、サービスを受けた
もの



義肢装具士の立ち合いなく患者
へのサイズ合わせ（採型・採寸）、
装着・販売がされたもの



次ページ：事例①参照

日常用、スポーツや仕事上、
美容目的で使用するもの
予防・自費診療で作製したもの



次ページ：事例②参照



ご注意ください

申請書類を提出する前に、確認しましょう

- ☒ ① サイズ合わせ（採型・採寸）は義肢装具士が行いましたか？
- ☒ ② 医師と義肢装具士の立ち合いのもと、装着確認がありましたか？
- ☒ ③ 装着後に医師から通院するよう指示はありましたか？
- ☒ ④ 治療用装具製作指示装着証明書に記載されている指示日（上記①）、装着日（上記②）は正確ですか？

NG

不支給となった事例

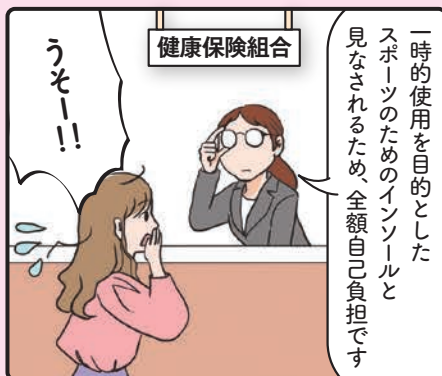
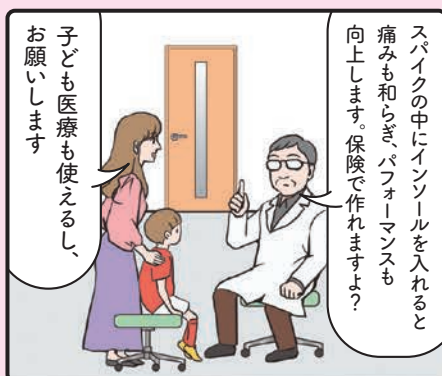
\事例③／

「保険外負担」



\事例②／

「インソール」オーダーメイド



補足・ポイント

- 義肢装具士への指示がなく、医師が患者へサイズ合わせ(採型・採寸)をして販売された装具は支給対象となりません。
- 手術や処置の際に患部を固定する目的として使用された装具は、患者が別途装具業者に支払いをしたり、健保組合に請求したりすることはできません。



補足・ポイント

- スポーツ等、一時的使用を目的としたものはNG×
- スポーツのケガ予防、再発防止、パフォーマンス向上を目的としたものはNG×

正しい事例

OK

\事例①／

治療用装具療養費の原則



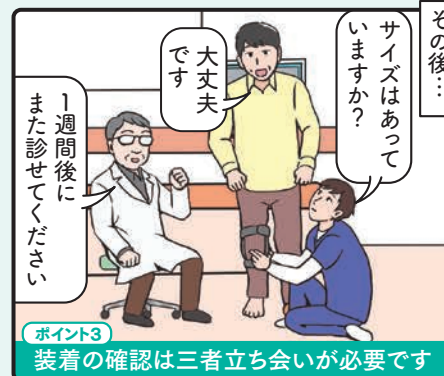
ポイント1

患者も治療のための装具製作に同意する必要があります



ポイント2

医師より義肢装具士への指示が必要です



ポイント3

装着の確認は三者立ち会いが必要です



補足・ポイント

- 装具の装着確認は、患者、医師、義肢装具士の立ち合いが必要です
- 装具の代金は装具業者に支払います
- 治療用装具製作指示装着証明書は無償交付です